

草津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項、第5項および第7項の規定により定期監査等を実施したので、同条第9項の規定により、監査の結果に関する報告を決定し、公表する。

令和4年3月25日

草津市監査委員 岡野 則 男
草津市監査委員 遠藤 覚

1 定期監査

(1) 監査の対象

監査対象機関名	重点的に監査した所属
都市計画部	都市再生課
建設部	河川課
会計管理者	会計課
教育委員会	歴史文化財課 学校政策推進課 草津宿街道交流館

(2) 監査の時期 令和3年12月22日から令和4年1月25日まで

(3) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、監査の対象となった事務が関係法令等に適合して正確に行われ、最少の経費で最大の効果を挙げているか、また、その組織および運営の合理化に努めているかという観点から、主として令和2年度分について監査を実施した。実施にあたっては、重点項目を定め、前回監査実施時における指摘事項に対する改善状況の確認をはじめ、所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項などを含め、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(4) 監査の結果

監査の対象となった事務の執行状況については概ね適正に執行されており、財務処理についても適正に処理されていると認められたが、一部に改善、検討を要する事項が見受けられたので、今後、より適正で経済的、効率的かつ効果的な事務の執行ならびに事業の管理に努められたい。

なお、軽微な事項については、口頭により指導し改善等を求めた。

(5) 意見および指摘事項

●監査対象：都市再生課

重点項目
・ 中心市街地活性化推進費（商工業振興費） ・ 中心市街地活性化推進費（都市計画総務費）
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：河川課

重点項目
・ 河川改修費 ・ 町内会河川清掃浚渫土運搬費
意見
特になし

●監査対象：会計課

重点項目
・ 会計管理費
意見・指摘事項
① 契約金額の記載について、契約書の誤表記が起こらないよう十分注意することはもちろんのこと、そもそも基本契約書と個別契約書の双方に金額を記載する必要があったのか疑問である。事務処理する際に誤りがないう進めることも重要だが、誤りが起こりにくくするような事務処理方法を心掛け、再発防止に努められたい。
② 指定物品の契約書について、契約締結の決裁文書とは異なる内容で契約書が締結されており、契約締結伺いチェックリストのチェック漏れによることが原因と思われるが、事務処理に誤りがないう再発防止に努められたい。
③ 草津市会計規則について、現行の組織体制・事務処理方法との整合がとれているか、また規定に不足がないかなどを点検し、必要に応じて改正されたい。

●監査対象：歴史文化財課

重点項目
・ 文化財保護推進費 ・ 芦浦観音寺管理運営費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：学校政策推進課

重点項目
・学力向上推進費のうち学力向上重点事業推進費 ・教育情報化推進費
意見・指摘事項
特になし

●監査対象：草津宿街道交流館

重点項目
・史跡草津宿本陣管理費 ・草津宿街道交流館運営費
意見・指摘事項
特になし

2 工事監査

(1) 監査対象機関および監査の実施期日

監査対象機関：建設部 プール整備事業推進室

監 査 期 日：令和4年2月1日

(2) 監査の方法

上記対象機関の関係工事における技術面について、協同組合 総合技術士連合にその調査業務を委託し、監査を行った。

(3) 監査の結果

工事概要・意見
<p>1. 工事概要</p> <p>(1)工 事 名 県道下笠大路井線他付替等工事</p> <p>(2)工事場所 草津市野村三丁目他</p> <p>(3)請負業者 株式会社 岸本工業</p> <p>(4)契約金額 246,096,312円(税込)</p> <p>(5)工事期間 令和3年4月21日～令和4年8月31日</p> <p>(6)工事概要</p> <p>(仮称)草津市立プール整備・運営事業の用地14,000㎡の確保に向けて、県道下笠大路井線をL=0.300km、市道西大路4号線をL=0.043kmの付替、草津用水管移設工事L=161m、仮設迂回路撤去工事L=250mを施工する。</p> <p>ア 県道付替工事(L=300m、W=10.5～15.75m)</p>

- ・プレキャストL型擁壁 L = 13 m
- ・プレキャスト側溝付街渠 L = 38.9 m
- ・アスファルト舗装（車道部） A = 2,620 m²
- ・道路土工等 一式
- イ 市道付替工事（L = 43 m、W = 9.5 m）
 - ・プレキャストL型擁壁 L = 64 m
 - ・重力式擁壁 L = 22 m
 - ・地盤改良工事 一式
- ウ 用水管移設工事（L = 161 m、Φ = 900 mm）
 - ・ヒューム管（B形管） L = 161 m
 - ・現場打ち集水柵 N = 4箇所
- エ 仮設迂回路撤去工事（L = 250 m、W = 9.5 m）

(7)工事進捗状況（令和4年1月末時点）

計画60.0%、実績61.4%

2. 総合所見

工事の関係書類の提示を求め、工事の計画・調査・設計・仕様・積算・契約・施工・管理・監理（監督）・試験・検査等の各段階における技術的事項の実施態様について関係者に質疑し、回答を求め、検分・吟味を行った。

草津市の工事関係書類は、受注者の工事関係書類も含めて、適切に整理ができていた。調査できた範囲内での確認事項、補足的説明、今後の検討要請、今後の技術への反映事項等についての主な所見は次のとおりである。

(1)書類調査による所見

ア 土留め工法

以下の条件により、RC擁壁による以外は考慮外としている。

- a. 土留め高さが全体的に低く、3.5 m以下である。
- b. 敷地面積の確保から、コロビの無い構造としている。
- c. 1.5 m以下は現場打ち重力式（標準図集利用）、以上はL型擁壁としている。

一部に、石積み擁壁があることについて、その理由の確認をしておきたい。

イ プレキャスト・ブロック間の繋ぎ材

直線部分については施工上の正確さの証として製作時にアンカーされているプレートを介してボルト接続しているが、耐震対応ではない。

設置方向が平面的に変化する部位では地震の影響が大きいため、各ピース間の接合はしていないとのことである。この部分の写真記録が必要である。

ウ 地盤調査と地盤改良

プール敷地と駐車場敷地とは共に連続した草津川の堆積層と考察されているようだ。よって、プール敷地側に2箇所のボーリング調査を実施し、地層推定断面図を作成し、支持地盤を設定している。

地質調査は低標高地点である交差点及び県道方向100m地点（県道改良全長の1/3区間）の2地点である。調査結果によると、約GL-10.0mまでは軟弱層、GL-20.0mまではN値25～60の地層が存在し、800mmの路床改良を必要としている。残区間は標高が約10m程度高いが、全面的にそこも同様の改良としているので、それで合理的であったか否かの確認をしておきたい。

軟弱層からは、現地で土質試料を採取し、セメント固化材の安定処理配合試験を実施し、一軸圧縮強度と固化材添加量の関係曲線から地盤耐力を満たす添加量を設定して施工している。

(2)現場施工状況調査における所見

ア 工事施工状況

工事写真を見る限り、資材、器材は整理整頓されており、各部位の施工状況は適切に施工されて非常に見栄えよく仕上がっている。

イ 施工管理、安全管理状況

写真、日報、月次出来高表、その他の資料より、施工管理、工程管理は適切に行われている。

安全訓練等については、月に1度の安全会議記録の討議内容、出席者の署名等、月例の業者側第三者による安全パトロール記録や新規入場者教育用資料等の整備もされている。

建設業許可票、労災保険成立票、施工体制・体系図、緊急連絡体制図、建設業退職金共済制度適用事業主現場標識等の標識は、写真を見る限り、分かり易く掲示されている。

現場は適正に管理されており、無事故無災害で推移しているため、安全管理状況はよいと判断する。

3 財政援助団体等監査

(1) 監査の対象および監査の実施期日

〔公の施設の指定管理者〕

監査対象団体：草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ、ビバ・テルウェル西日本グループ、合同会社草津市スポーツ振興事業体

監査実施期日：令和4年2月14日から令和4年2月17日まで

(2) 監査の範囲および方法

草津市監査委員監査基準に基づき、公の施設の指定管理者として、事業の執行が協定書および仕様書に従って実施されているか、出納事務が適正に行われているかの観点から、主として令和2年度分について、監査対象の所管事務の特徴および他所属での近年の指摘事項から、個別の監査計画に基づく着眼点および方法により実施した。

(3) 監査の結果

今回監査を実施したところ、令和2年度における指定管理業務の執行および経費の支出手続きは、監査対象団体および所管部局において概ね適正に執行されていると認められたが、一部において注意、改善すべき点が認められたので、今後より適正で効率的かつ効果的な事務の執行に努力されたい。

なお、軽微な事項については、関係者に口頭により指導し改善等を求めたので記述は省略する。

●監査対象：草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ（草津川跡地整備課）

監査対象施設（公の施設）
草津川跡地公園（区間2）および草津川跡地公園（区間5）
指定管理の業務範囲
(1) 公園の維持管理および運営に関すること (2) 草津川跡地利用基本計画の理念実現に向けた取り組みに関すること。 基本理念「歴史をつくる、人と自然の合作」 空間像「人と自然 人と人がつながるガーデンミュージアムをめざして」 (3) 公園のマネジメント（計画・実績・評価）、非常時・災害時対応、引継ぎ等に関すること。
意見・指摘事項
【草津川跡地公園マネジメント・パートナーズ】 ① 光熱水費および駐車場管理費について、発注者と協議し、支出項目を精査されるとともに、精算項目に含むべき経費の考え方を整理されたい。 【草津川跡地整備課】 ① 光熱水費および駐車場管理費について、指定管理者と協議し、支出項目を精査されるとともに、精算項目に含むべき経費の考え方を整理されたい。 ② 無料施設の多目的広場について、混雑緩和のため予約制とされているが、部分的に排他的使用を認める有料施設にするなど位置付けを明確にされたい。

●監査対象：ビバ・テルウェル西日本グループ（商工観光労政課）

監査対象施設（公の施設）
市民交流プラザ
指定管理の業務範囲
(1) 文化、スポーツ、レクリエーション活動等を通じた利用者相互の交流の促進に関すること。 (2) 職業生活または家庭生活に必要な知識および技能の習得のための講座等の実施に関すること。 (3) 会議室等、施設の使用に関すること。 (4) その他市民交流プラザの設置目的を達成するために必要な事業。

意見・指摘事項

【ビバ・テルウェル西日本グループ】

- ① 経理事務について、発注者と協議し、事業収支結果の計上方法を見直されたい。
- ② 基本協定第 14 条に規定されている「利用者アンケート」について、基本協定に基づき、毎年度実施され、市へ結果報告されるとともに市民ニーズの把握および事業の評価に役立てられたい。
- ③ 修繕料の執行の中で、「空間除菌」について、市と協議が行われたものの、90 日間という抗菌効果を考えると、コロナ禍ではあるものの経済性および有効性の観点から、必要性に疑問があるため、今後、修繕等を行う場合は、経済性・効率性・有効性をしっかりと検討されたい。
- ④ 人員配置について、仕様書通りの体制となるよう人員を確保されたい。
- ⑤ 団体の会費について、事業収支結果に計上すべきものか精査されたい。
- ⑥ 掲示板の掲出物について、公の施設に掲示する必要性や当該施設の特性も考慮して掲示手続きを明確に示し、適正かつ有効に管理されたい。

【商工観光労政課】

- ① 経理事務について、指定管理者の協議に応じ、事業収支結果の計上方法の見直しを指導されたい。
- ② 基本協定第 14 条に規定されている「利用者アンケート」について、基本協定に基づき、毎年度実施され、市に結果報告されるよう指導されたい。
- ③ 修繕料の執行の中で、「空間除菌」について、90 日間という抗菌効果を考えると経済性および有効性の観点から、必要性に疑問がある。今後、修繕等を行う場合は、経済性・効率性・有効性をしっかりと検討のうえ、適正な執行となるよう指導されたい。
- ④ 人員配置について、施設運営に支障が生じないよう、仕様書通りの体制となるよう指導されるとともに、人員削減が可能であるなら、仕様書の変更等についても検討されたい。
- ⑤ 指定管理業務での支出が適正に執行されたか十分確認されたい。
- ⑥ 掲示板の掲出物について、公の施設に掲示する必要性や当該施設の特性も考慮して掲示手続きを明確に示し、適正かつ有効に管理するよう指導されたい。また、随時、訪問するなどして確認されたい。

●監査対象：合同会社 草津市スポーツ振興事業体（スポーツ保健課、公園緑地課）

監査対象施設（公の施設）

総合体育館、野村運動公園、ふれあい運動場、ふれあい体育館、武道館、三ツ池運動公園、都市公園〔弾正公園、野村公園〕

指定管理の業務範囲

- (1) 草津市立社会体育施設の運営および維持管理に関する業務
- (2) 草津市都市公園（弾正公園および野村公園）の運営および維持管理に関する業務

(3) 草津市立社会体育施設および草津市都市公園（弾正公園および野村公園）の適切な運営と施設利用者の利便を図るための事業の実施に関すること
(4) 草津市スポーツ推進計画、草津市みどりの基本計画、(仮称)野村スポーツゾーン整備基本計画の理念実現に向けた取り組みに関すること
(5) その他、体育・スポーツ活動等の推進、公園の利用促進に関する業務
意見・指摘事項
特になし